

特定患者等の郵便等を用いて行う投票方法の特例に関する法律施行規則（概要）

令和 3 年 6 月
自治行政局選挙部選挙課

1 趣旨・改正の概要

- 特定患者等の郵便等を用いて行う投票方法の特例に関する法律（令和 3 年法律第 82 号）及び特定患者等の郵便等を用いて行う投票方法の特例に関する政令（令和 3 年政令第 175 号）の施行に伴い、特例郵便等投票（同法第 3 条第 2 項に規定する特例郵便等投票をいう。）に係る投票用紙及び投票用封筒の請求書の様式等を定めるほか、所要の規定の整備を図る。

2 スケジュール

令和 3 年 6 月 1 8 日 公布日

令和 3 年 6 月 2 3 日 施行日